

## 「岐阜県ケアラー支援条例(案)」に対するご意見の内容とご意見に対する考え方

- ・意見者数：12名
- ・意見件数：37件

	条項	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
前文			
1	前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目を「介護をする方々は介護、看護、日常生活上の世話等の援助を必要とする方々に重要な役割を果たしている。」とする。ケアを「身近な人に無償で介護、看護、日常生活上の世話等の援助」と当然視しているのは「社会」で行うことを考えていない「認識」がないように思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当部分はケアラーの状況を説明しているものです。もとより介護や看護などのケアは社会全体で行っていくものと認識しており、その上でケアに伴う過度な精神的、身体的な負担を抱えるケアラーを社会全体で支える仕組みを構築し、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指して、本条例を制定したいと考えております。</li> </ul>
2	前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7行目について、2022年にNHKが行ったヤングケアラー当事者1000人に対して行った調査では、7割の人が「あまり相談したことはない」「ほとんど相談したことはない」「まったく相談したことはない」と回答している。相談しない（しなかった）理由として、他人には相談しづらい、という回答もある一方で「相談しても意味がない（なかった）」「相談できる人が周りにいない」「相談する必要があると思った」といった回答が見られている。本条例案におけるヤングケアラーに関する記述について、「本人やその家族にケアラーの自覚がないこと」「本人がケアラーであることを隠そうとする」といったケアラーの責任を求める記述は本条例の趣旨を考えると慎重であるべきであり、ケアラー当事者に責任を求めるのではなく「相談しても意味</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見のとおり、家族のことは家族で解決しなければならないといった価値観が依然として根強いことが、支援が必要な状態であるにもかかわらず、本人やその家族にケアラーの自覚がないため周囲に相談しない、あるいは、自覚があっても周囲に相談することを躊躇する原因の一つであると考えております。そのため、本人や周囲に責任を求めるのではなく、広報・啓発等を通じて、本人を含めて、全ての方がケアラーに対する理解を深め、社会全体でケアラーを支える機運を醸成していくことが重要だと考えます。</li> </ul>

	条項	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
		がない」「家族のことは家族で解決しなければならない」と感じさせている周囲の責任について記述すべきである と考える。	
3	前文、 第3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>今の支援制度では、生活困窮家庭や特別な困難を抱える家庭の困難を軽減できるシステムになっていないと感じる。行政として平等性を重んじるのは理解できるが、複雑な現代社会では、もうその考え方、やり方では、本当に困っている人たちには支援が届かない。今後の制度設計などの際には、各当事者側の様々な困難・事情にできるかぎり、細やかに対応できるように支援策・制度を考えていってほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見は、今後の施策立案の参考となるよう、県関係部局に情報提供させていただきます。</li> </ul>
定義			
4	第2条 第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>「心身の機能の低下」を「心身の機能の低さ」に修正する。もともとは良好な状態が「低下」した場合のみならず、最初から「低い」という場合もケアの対象になるはずである（子どもなどはその典型）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本条項は、援助を必要とする理由の例示の一つとして、「心身の機能の低下」を記載しております。</li> </ul>
5	第2条 第3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭庁の「ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱」における定義と同様に、ヤングケアラーの定義を年齢で区切るのではなく、18歳を超えた大学生であっても家族へのケアにより勉学に支障がでる学生も含めた対象とすることを提案する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱」では、その調査対象を「小学生、中学生、高校生もしくは大学生」としておりますが、大学生には社会人の在學生も考えられ、ヤングケアラーの定義があいまいになる恐れがあるため、本条例では、年齢で区切っております。なお、18歳以上についても、ケアによる勉学や就職への支障が考えられることから、ケアラーとして切れ目なく支援していくこととしております。</li> </ul>
6	第2条、 第4条	<ul style="list-style-type: none"> <li>本条例の中に「ケアラー」の当事者から意見を聞く、という視点が入っていない。また、定義においては、ケアラー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第9条は県及び市町村が行うケアラー支援に関する施策に協力していただくことを求めるもので、団体の主体的な活動を制</li> </ul>

	条項	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
	第3項、 第10条	<p>当事者による地域団体も「ケアラー支援を行う」活動をしていれば支援団体に含まれると解釈され、「当事者団体」としてみなされない。第9条に定められるように「県及び市町村が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。」という規定が適用されることは、本来の当事者活動の主体性をゆがめるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2条に「当事者団体」の定義を追加すること。第4条（県の責務）に、ケアラー当事者や当事者団体の意見を県が聞くこと。第10条の推進計画策定段階でもケアラー当事者や当事者団体の意見を聞くことを提案する。先行事例として、山梨県においては「ヤングケアラー支援ネットワーク会議」を開催しており、この構成員の中には元ヤングケアラーである当事者が入っている。</li> </ul>	<p>限するものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見のとおり、ケアラー支援に関する施策の立案に当たっては、ケアラー当事者から意見を聞くことが重要であり、県が推進計画を策定するにあたり、当事者団体から意見を聴取することについて、県関係部局に情報提供させていただきます。</li> </ul>
基本理念			
7	第3条 第1項、 第3項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ケアラー支援」について、これまでも介護・障害福祉領域では「家族支援」といった言葉で使われてきた。しかし、そういった「家族支援」の場面においてあくまでも支援対象の軸は「被介護者」「障害者」であり、それらの支援によって「ケアラー」の問題を引き起こしてきた。その点を反省するとともに、「ケアを受ける者」の権利擁護と「ケアラー」の権利擁護をきちんと分けて考えることが「ケアラー支援」であるのではないかと考える。基本理念として「一体的」という言葉を用いることは誤解を招く表現であり、「ケアラー支援」が「ケアラー」を主体として行われることを明記するとともに、「ケアを受ける者及びその家</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見のとおり、これまでは、ケアを必要とする人が主な支援の対象であり、その家族等であるケアラーに対する支援が十分ではなかったことが、ケアラーの問題を引き起こしてきたという認識のもと、全てのケアラーが一人の個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう支援することを目指して、本条例を制定しようとするものです。また、同時に、ケアを必要とされる方への継続的な支援も必要であることから、基本理念において一体的な支援を規定しております。</li> </ul>

	条項	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
		族への支援」と「連携して」行われるものとする方が適切と考える。	
8	第3条 第3項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ケアを受ける者の権利を尊重しつつ」を追記する。ケアの場面では、ケアラーに過重な負担がかけられることから、虐待事案が生じてしまうことも少なくない。そうしたことを踏まえ、「ケアを受ける側の権利を守る」ということを基本理念にも盛り込んでおくことが必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアラー支援は、ケアを受ける者とケアラーの双方に配慮して行われることが重要であると認識しております。本条項では、ケアラー支援は、ケアを受ける者及びその家族に対する支援と一体的に行うことを規定していることから、ケアを受ける者についても配慮されるものと考えます。</li> </ul>
県の責務			
9	第4条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ケアラー支援に関する施策」を「実効性の高いケアラー支援に関する施策」に修正する。 実効性の高いケアラー支援の具体的施策（案） <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児を育てる保護者を雇用した事業所への補助金</li> <li>子育て中の専門職（看護師、介護福祉士、保育士等）に配慮して短時間雇用を実現するための仕事の細分化（食事介助場面など）を行った事業所への補助金</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援施策の実効性については、施策立案と合わせて検討すべきものであることから、その実効性に配慮してまいります。なお、ご意見は、今後の施策推進の参考となるよう、県関係部局に情報提供させていただきます。</li> </ul>
10	第4条	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに「3」として「関係機関や支援団体が実施するケアラー支援をサポートする」ことを追記する。この条例が定める「ケアラー支援」は、県や自治体を実施するものだけを指しているわけではないとすれば、「市町村が実施する施策」だけでなく、事業者や関係機関、支援団体が独自に実施するケアラー支援を県が支える仕組みも必要である。事業者・関係機関・支援団体に対しては、「県及び市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努める」とされているが、それとの対において、県には「事業者・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえ、第4条に、県は、事業者、関係機関、支援団体が行うケアラー支援に関する活動が推進されるよう、助言その他の必要な支援を行うことを規定する項を追加します。</li> </ul>

	条項	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
		関係機関・支援団体」が実施するケアラー支援を支える責務があるのではないかと。	
1 1	第4条、第9条	・地域の支援団体は既存の公的施策が不十分であるから、それぞれの問題意識で立ち上げられるものである。その団体に対して第9条（支援団体の役割）を定めることは、市民活動に対して行政の施策への協力を求めることであり、行う大前提として支援団体に対する支援が必要ではないかと。第9条にこのような記述をするのであれば、支援団体の活動に対して支援を行うことを第4条「県の責務」として入れていただきたい。	・上に同じ。
1 2	第1条、第3条第2項、第4条第3項	・「関係機関及び支援団体」を「関係機関」とする。「支援団体」は人格を有するかどうかに関わらず「任意団体」のため、県が支援することはありえるが、「連携」などは別問題である。	・ケアラー支援については、社会全体でケアラーを支える仕組みを構築することが重要であると考えます。このため本条例では、ケアラーが抱えている困難は様々であることを踏まえ、任意団体を含め、多様な主体が相互に連携を図ることを規定しています。
1 3	第4条第2項	・「その他必要な支援」を「その他必要な財政支援等」に修正する。	・財政支援を含め、県としての、市町村に対する支援のあり方については、ケアラー支援に関する施策と合わせて検討すべきものであることから、ご意見は、今後の施策立案の参考となるよう、県関係部局に情報提供させていただきます。
1 4	第4条第3項	・「支援団体等と相互に」を「支援団体等への財政支援を行い」に修正する。	・この条項は、施策推進にあたり、県は多様な主体と相互に連携を図ることを規定したものです。財政支援を含め、県としての、各主体への支援のあり方については、ケアラー支援に関する施策の立案と合わせて検討すべきものであることから、ご意見は、今後の施策立案の参考となるよう、県関係部局に情報提供させていただきます。

	条項	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
15	第4条 第2項、 第10条 第2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例を実効性のあるものとするために、相互に連携がとれる具体案を条文化すべき。推進計画では限定列挙をするなどして実効性を高める。また、評価・改善が図れる指標としても目玉となる施策は具体的なものでなければ実現性が低くなり、条例化しただけの魂がこもらない条例になってしまうと危惧する。そこで、①相互連携を図る「ネットワーク組織（会議）」の組織化、②評価する第三者機関の組織化を提案する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第14条において、県は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制及び各主体相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めることを規定しております。ご提案いただいたネットワーク組織及び評価を行う第三者機関の組織化については、県関係部局に情報提供させていただきます。</li> </ul>
市町村の役割			
16	第3条 第2項、 第4条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条第2項及び第4条に「市町村」が文中に明記されているが、以下の条文中に市町村の役割が具体的に明記されていないのが、非常に違和感がある。当然条文の中に詳しく明記するべきではないか。マルチステークホルダーの役割を網羅しないと、本条例の意義は何分の一に減じてしまう。「非常に重要」であればなおさらである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村は、地方公共団体として保健、医療、福祉、教育など幅広く施策を推進する立場にあり、ケアラー支援においても、住民に最も身近な行政機関として、独自にその役割を果たすことが期待されています。ただし、市町村の役割の内容は、それぞれの市町村において決定されるべきものであることから、本条例においては、市町村のケアラー支援に関する施策が円滑に実施されるよう、県は、助言その他の必要な支援を行うことと、県が施策を実施するに当たっては相互に連携を図るものとしております。</li> </ul>
17	第5条～ 第9条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市町村の役割」（ケアラー支援に関する施策を実施すること、等）を追記する。第4条に「市町村の役割の重要性」とあるが、その内実が見えないままとなっている。「県民」「事業者」「関係機関」「教育機関」「支援団体」については役割を明記した条文があるのに対し、なぜ「市町村」だけは明記されていないのか疑問である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上に同じ。</li> </ul>

	条項	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
県民、事業者、教育機関の役割			
18	第5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「県及び市町村が実施するケアラー支援に関する施策に協力」を「県及び市町村が実施するケアラー支援に関する施策を注視」とする。「役割」は普段から心を砕いている県民が殆どであり、「県などの施策が十分かどうか」見て「施策を拡充するなど関心」を持っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本条項は、少しでも多くの県民がケアラーに関する理解を深め、県及び市町村のケアラー支援に関する施策に協力していただくことにより社会全体でケアラー支援が進むことを期待し、県民の努力義務として規定したものです。</li> </ul>
19	第6条 第2項、 第8条 第2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ヤングケアラー、ケアラーの意向を尊重しつつ」とあるが、尊重しすぎるあまり、本人が希望しなければ何もしないのではないか。</li> <li>・ヤングケアラー（特に小学生・中学生）には、民生委員、担任の先生等が少々家庭に踏み込むことができるようにしなければ何も解決できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーは、本人や家族に自覚がないこと、家庭内のデリケートな問題であるため、不安や悩みを抱えていても言い出しにくいことなどから、支援が必要な場合であっても、その問題が表面化しにくくなっています。</li> <li>・このため、例えば、学校内では、クラス担任のみならず、教科担任やスクールカウンセラー等が、地域においては民生委員などの身近な方たちが、しっかりと子どもの想いを聞き、寄り添い、見守り、必要な支援につなげることで、過度な負担を担う状況を改善していくことが重要と考えます。なお、ご意見は、今後の施策立案の参考となるよう、県関係部局に情報提供させていただきます。</li> </ul>
20	第8条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「施策に協力するよう努める」という記載を追記。県民・事業者・関係機関・支援団体には「県及び市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努める」と明記されているが、教育機関のみその記載がないのはなぜか。一口に「教育機関」と言ってもその幅は広く、県直営の教育機関や自治体の機関のみでなく、私学や私教育機関（塾や習い事など）もあるわけで、「教育機関」を丸ごと「協力」の対象から外するのは不自然である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校は、教育に関する業務を行う関係機関として、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる立場にあることを踏まえ、県及び市町村が実施する施策に協力するのはもとより、特に第8条に規定するヤングケアラーに対する支援の必要性の把握や教育及び福祉に関する相談への対応、情報の提供、適切な支援機関への案内又は取次など必要な支援を行うことに努めています。</li> </ul>

	条項	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
支援団体の役割			
2 1	第9条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間支援団体の役割を規定するのは公的責任の放棄と言わざるを得ないと思う。自治体にこそ、民間支援団体の活動を応援する責任と役割がある。活動資金もない中でうまくいかなかったら「役割」を果たせなかった民間支援団体の責任にされるならやらない方がマシとなるのは明らかである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本条例は、ケアラーを社会全体で支えていく仕組みを構築することが必要であるとの考えのもと、第5条から第9条にケアラーに関わる多様な主体の役割を規定したほか、第4条第3項に、県の責務として、県がケアラー支援に関する施策を実施するに当たっては、多様な主体と相互に連携を図ることを規定しております。その上で、ご意見を踏まえ、第4条に、県は、事業者、関係機関、支援団体が行うケアラー支援に関する活動が推進されるよう、助言その他の必要な支援を行うことを規定する項を追加します。なお、財政支援を含めた支援のあり方については、今後の施策立案の参考となるよう、推進計画を策定する県関係部局に情報提供させていただきます。</li> </ul>
2 2 2 3	第9条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間支援団体は十分な資金がない中、それぞれが持ち出しで活動するなど献身的な活動をしている。その役割を高く評価し活動が推進されるよう、支援団体の活動を推進する文章に改めた方が良い。ケアラーを取り巻く課題の解決を図るには公的制度の拡充は必要不可欠であり、そのための人材を増やすことと予算確保が必要である。県において推進計画を策定し支援を推進するに当たっては配慮してほしい。(同意見が2件あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上に同じ。</li> </ul>
2 4	第9条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援団体に丸投げな感じがする。現在の各種支援団体は、寄付や個人の持ち出しにより活動を維持している。支援団体や個人での活動では限界があり、具体的な県からの支援をお願いする。様々な機関との横の繋がりを作ることで、一人も取りこぼさない条例になることを期待する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上に同じ。</li> </ul>

	条項	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
25	第9条	・「前段」を削除し、後段を「支援団体は県及び市町村が実施するケアラー支援に関する施策を注視するよう努めるものとする」とする。	・ケアラー支援を社会全体で進めていくため、支援団体にも、施策の注視ではなく、県及び市町村のケアラー支援に関する施策に協力し、連携して取り組んでいただきたいと思います。
推進計画			
26	第10条	・「3 推進計画の策定者」を追記し、そこに「当事者」の参加を明記しておく。こども基本法をはじめ、各種施策の指針策定や検証に当事者参加・意見表明の機会を位置づけていくことは、現在の行政施策においても主流の動向となりつつある。ケアラー支援にかかわる本条例については、何よりも当事者の声が重要であり、その声を拾うとともに、「決定」の場でも位置づけておくことにより、当事者不在の施策とならないような体制を敷いておく必要がある。	・推進計画は県が策定するものであります。推進計画の策定に当たっては、当事者を含む多様な主体から意見を聴取されるよう、ご意見は、県関係部局に情報提供させていただきます。
27	第10条	・「4 推進計画の検証」を追記する。ただ「計画を立てる」というだけでなく、策定された計画がきちんと実行に移されているかを検証することも必要である。とりわけ「ケアラー支援」は対象の幅が広く、施策の境界も曖昧であるため、「計画」だけでは単なる「施策の羅列」に終始してしまいかねない恐れがある。それゆえ、施策の実施状況をきちんと検証し、遅れているようであればそこをフォローしていくための作業を明記しておく必要がある。	・推進計画の検証については、県において計画に基づき施策等を進めていく過程において、随時実施されるものと考えています。ご意見は、県関係部局に情報提供させていただきます。
28	第10条 第2項	・第4号に「講ずるべき必要な財政的処置」を追加する。	・財政支援を含めた支援団体等への支援のあり方については、ケアラー支援に関する施策と合わせて検討するべきものであることから、ご意見は、今後の施策立案の参考となるよう、県関係部局に情報提供させていただきます。

	条項	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
広報及び啓発			
29	第11条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校や中学校で「ヤングケアラーとは」等の授業をしてほしい。県は広報・啓発活動等で「県のホームページをご覧ください」や「QRコードを読み取る」といった対応をやめていただきたい。支援が必要な人ほど、そういった対応ができない人が多いため、弱者にやさしい広報の仕方を考えていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアラー支援にかかる広報及び啓発については、第11条に規定しております。広報及び啓発活動を通じて、社会全体でケアラー支援が推進されるよう、ご意見は、県関係部局に情報提供させていただきます。</li> </ul>
30	第11条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状ケアラーが支援に結び付いていないために、広報活動及び啓発活動が必要であると感じている。しかしながら、その結び付いていない要因はケアラーの責任によるものではなく、「相談したけれどだめだった」といった体験にも基づいている。「自らの置かれている状況について正しく理解した上で」との記述は、問題の原因をケアラーの自己責任に求めるような記述であり、この部分の削除を提案する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本条項は、ケアラー支援の課題の一つに自らがケアラーであると認識していない方が多いとされることから、まず自身がケアラーであることに気づいていただくことが重要であるとの考えのもと、ケアラーへの広報のあり方について規定するものであり、ケアラーの責任を求めるものではありません。</li> </ul>
体制の整備			
31	第14条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例を実効性のあるものにするため、体制整備は重要である。第14条第2項に「本条例に関わる取り組みをしている市町村等の支援のため、その体制を整備する」こととしてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見のとおり、ケアラー支援に当たっては、体制の整備が重要であることから、第14条において、施策の推進体制及び市町村など多様な主体との連携協力体制の整備について規定しているところです。</li> </ul>
32	第14条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1項「県の実施体制を整備する（関係機関・部署の連携推進会議を設置）、第2項「市町村、関係機関、支援団体等における支援体制の整備をサポートする、第3項「相互の連携協力体制を整備する」とする。「必要な体制」とは何なのか不明瞭であり、そこを具体化する必要がある。「県</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4条第3項において、県はケアラー支援に関する施策を実施するに当たっては、各主体と相互に連携を図ることを規定しており、各主体の体制整備についても連携の一つとして支援されるものと考えます。</li> </ul>

	条項	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
		における体制」と言った場合、子ども家庭福祉、障害者福祉、高齢者福祉、医療・保健機関等、実施は複数の課にまたがる内容となるため、県内の庁内連携は不可欠の事項となる。また「実施体制」全般について、市町村以下にも「協力を求める」のであれば、県の体制整備というだけでは不十分であり、市町村以下の実施体制整備を支える責務があるのではないかと(第4条「助言その他の必要な支援を行う」の具体化)。	
財政上の措置			
33	第15条	・「財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」ではなく、「財政上の措置を講ずるものとする。」ではないか。	・ケアラー支援に関する県の財政上の措置については、県の財政状況等を勘案し、財政運営に支障を及ぼさない範囲で行うことになるため、「努めるものとする」と規定しております。
34	第15条	・条例の設置者は県自身であり、それを「努力義務」にとどめてしまうことは、この条例の意義を見えなくさせてしまう。第4条で「実施する」とあり、第10条で「策定する」とある以上、予算ゼロということはありません、「努める」という留保は不適切である。	・上に同じ。
年次報告			
35	該当条項なし	・「岐阜県家庭教育支援条例(平成26年12月22日 条例第83号)改正 平成27年3月24日 条例第31号の(年次報告)第20条 知事は、毎年度、議会に対し、家庭教育の支援に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。」の条文を追加する。ケアラー1人ひとりに「支援」するのであれば「家庭教育支援条例」なみ	・県議会として、県が推進計画に基づき講じたケアラー支援に関する施策については、必要に応じて関係部局から説明を求めることとします。

	条項	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
		の「年次報告」が必要ではないか。	
その他			
36	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ケアラー」はかなり広範に認知されている言葉だが、条例名などに、ケアラー（育児、介護や看護等を実施する人）などのカタカナ言葉と同様に解説的に入れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本条例における「ケアラー」の定義については、第2条において規定しております。</li> </ul>
37	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例作成ありがとうございます。意見等ございません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリック・コメントをご確認いただきありがとうございます。条例制定に向けて、検討を進めて参ります。</li> </ul>